

歯科技工士連携加算の見直しに関する期中改定について

「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会
委員長 大西 尚之

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日付にて歯科技工士連携加算の見直し（増点）に関する期中改定が実施されましたのでお知らせいたします。

1. 期中改定内容

2024 年（令和 6 年）6 月 1 日の診療報酬改定において新設された、歯科医師と歯科技工士が連携して印象採得、咬合採得及び仮床試適を行った場合の歯科技工士連携加算 1 及び歯科技工士連携加算 2 の加算点数が 10 点ずつ引き上げられました。

- ・歯科技工士連携加算 1 50 点 ⇒ 60 点
- ・歯科技工士連携加算 2 70 点 ⇒ 80 点

2. 歯科技工士連携加算 1、2 および光学印象歯科技工士連携加算の算定可能な条件(2025 年 4 月 1 日期中改定準拠)

歯科医師と歯科技工士が連携する加算の条件

		歯科技工士連携加算						光学印象 歯科技工士 連携加算	
歯科医師と歯科技工士が 共に行う行為		印象採得		咬合採得		仮床試適		光学印象	
		色調採得・口腔内の 確認等		咬合状態の 確認等		床の適合状況の 確認等		口腔内の確認 等を行う	
点数		60点	80点	60点	80点	60点	80点	50点	
適応部位		1 対面	2 情報通信機器	1 対面	2 情報通信機器	1 対面	2 情報通信機器	対面のみ	
前歯	レジン前装金属冠(M011)	○	○						
	レジン前装チタン冠(M011-2)								
	CAD/CAM冠(M015-2)								
	単冠のみ（ブリッジは対象外）。製作する歯数に関係なく一つの行為として算定								
ブリッジ				○	○				
支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上									
有床義歯	9歯欠損～総義歯			○*	○*	○*	○*		
	*算定できるのは1回限り。								
	上下同時	上顎：9歯欠損～総義歯			○**	○**			
	製作(一例)	下顎：9歯欠損～総義歯					○**		○**
	**算定できるのは上顎・下顎それぞれ1回限り。例示した咬合採得・仮床試適の算定が上下逆でも可能								
臼歯	CAD/CAMインレー(M015-3)							○	

製作技工に要する費用に関わる検討委員会作成（2025年4月1日）

★歯科技工士が連携した場合は歯科技工録にその旨を記録しておくこと

以 上